

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年5月27日
【発行者の名称】	小野谷機工株式会社 (Onodani Machine Co.Ltd)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宇田 公郎
【本店の所在の場所】	福井県越前市家久町63-1
【電話番号】	0778-22-2124
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大河内 栄誉
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	小野谷機工株式会社 https://www.onodani.co.jp 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第53期中間 連結会計期間	第54期中間 連結会計期間	第55期中間 連結会計期間	第53期	第54期
決算年月		2024年2月	2025年2月	2026年2月	2024年8月	2025年8月
売上高	(千円)	3,817,862	4,116,352	4,293,368	7,018,354	7,462,822
経常利益	(千円)	307,332	336,435	310,375	389,279	417,135
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益	(千円)	179,257	228,696	200,284	278,329	388,321
中間包括利益又は包括利益	(千円)	199,984	244,654	200,284	290,980	358,993
純資産額	(千円)	4,591,662	4,888,095	5,161,756	4,682,658	5,002,434
総資産額	(千円)	9,735,708	10,245,622	10,266,577	9,551,888	9,939,145
1株当たり純資産額	(円)	1,251.11	1,332.37	1,409.70	1,276.14	1,363.81
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	9 (—)	10 (—)
1株当たり中間(当期)純利益	(円)	48.96	62.46	54.70	76.01	106.05
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	47.1	47.6	50.3	48.9	50.2
自己資本利益率	(%)	3.9	4.8	3.9	6.1	8.0
株価収益率	(倍)	—	12.5	14.3	10.3	7.4
配当性向	(%)	—	—	—	11.8	9.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	300,221	537,513	221,937	550,631	886,828
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△151,242	△323,307	△137,834	△392,631	△199,510
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	296,577	270,850	276,559	40,985	△284,805
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	900,732	1,113,659	1,408,628	654,161	1,047,966
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(人)	301 〔16〕	308 〔17〕	315 〔24〕	300 〔18〕	317 〔16〕

- (注) 1. 当社は2024年4月16日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、第53期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式の上場が2024年7月11日であるため、それ以前については記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
5. 第53期及び第54期の連結財務諸表については株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、清稜監査法人により監査を受けております。第53期の中間連結財務諸表については株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、清稜監査法人により中間監査を受けております。また、第54期及び第55期の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、清稜監査法人により期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
タイヤサービス機器	204 [14]
タイヤ製造販売	111 [10]
合計	315 [24]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、当中間連結会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2026年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
204 [14]	41.8	11.6	4,719

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、当中間連結会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社はタイヤサービス機器事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておられません、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における経済環境は、政府の物価高対策に期待する流れから緩やかな景気回復基調にあったものの、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格への影響は内需と外需双方に及びつつあり、先行きの景気下振れリスクが極めて大きくなっています。

このような状況の下、当社では昨年策定した長期ビジョン「NEXT10」に向け、取り巻く環境に迅速、かつ柔軟に適応し、付加価値創造と顧客サービスを強化することに取り組みました。

その結果、当中間連結会計期間の売上高は 4,293,368千円（前年同期比4.3%増）、営業利益は317,164千円（前年同期比2.7%増）、一方、前中間連結会計期間に計上した保険解約返戻金が当中間連結会計期間には発生しなかったことから、経常利益は310,375千円（前年同期比7.7%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は200,284千円（前年同期比12.4%減）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

① タイヤサービス機器事業

深刻化する人手不足から、販売先の作業負担軽減や省人化ニーズが強く、高機能製品への旺盛な需要に応えるべく、生産性向上に取り組む中、一時的な外注や増員によるコストが上昇し、売上高は2,517,546千円（前年同期比5.4%増）、営業利益は162,118千円（前年同期比4.1%減）となりました。

② タイヤ製造販売事業

タイヤ小売業務では基幹店改装による効果が着実に現れてきた一方で、リトレッド業務では価格改定が寄与するとともに、上昇傾向が続く主原料のゴム価格に対処すべく、原価低減に向けた取組みを本格化しました。その結果、売上高は1,775,822千円（前年同期比2.8%増）、営業利益は145,611千円（前年同期比12.2%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は1,408,628千円となり、前連結会計年度末に比べ360,661千円増加いたしました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は221,937千円となりました。これは主に税金等調整前中間純利益295,169千円、法人税等の支払額128,137千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は137,834千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出98,101千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は276,559千円となりました。これは主に長期借入れによる収入680,000千円、長期借入金の返済による支出458,806千円等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)	前年同期比(%)
タイヤサービス機器 (千円)	1,735,639	109.9
タイヤ製造販売 (千円)	318,500	102.6
合計 (千円)	2,054,139	108.7

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 生産実績の金額は製造原価によっております。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間におけるタイヤサービス機器事業の受注実績は、次のとおりであります。

なお、タイヤ製造販売事業は、主に需要予測に基づく見込生産を行っているため、記載を省略しております。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
タイヤサービス機器	2,293,691	96.1	1,139,976	84.9

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 金額は、販売価格によっております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)	前年同期比(%)
タイヤサービス機器 (千円)	2,517,546	105.4
タイヤ製造販売 (千円)	1,775,822	102.7
合計 (千円)	4,293,368	104.3

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 最近2中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)		当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ブリヂストンリテールジャパン株式会社	638,082	15.5	740,118	17.2

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年11月27日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社グループがJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社グループ及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社グループが同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」という。)において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下、「乙」という。)からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定めております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日の後最初に到着する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)まで定める書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまで

に掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないこと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（前条第2号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていることと乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないことと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなる場合が確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当て先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑱ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは株式会社東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

(1) タイヤサービス機器事業

- ① 小野谷機工株式会社は、現在および今後の自動車産業のAIやEV化による発展に伴うタイヤの革新による技術革新、物流業界の運転手の残業規制、自動車整備業界を巡る人手不足の解決を図る「軽労化」「自動化」に取り組んでおります。業界の技術や課題を解決するための、ソリューション営業を実践しております。
- ② 商品開発本部にて、TBチェンジャー、PCチェンジャー、ホイールバランサー、タイヤサポート機械、ロードサービスカー、環境機器の班に分かれ、市場ニーズをリサーチし、製品開発を行なっております。また、最新技術を取得するために、国立大学法人福井大学工学部、公立小松大学生産システム科学部との共同研究も行っております。

なお、当中間連結会計期間における当セグメントの研究開発費の金額は44,930千円であります。

(2) タイヤ製造販売事業

当セグメントに係る研究開発活動はありません。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2026年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2026年5月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,500,000	1,198,000	7,302,000	7,302,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株となっております。
計	8,500,000	1,198,000	7,302,000	7,302,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年9月1日～ 2026年2月28日	-	7,302,000	-	68,000	-	52,000

(6) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
三村 健二	福井県越前市	1,473,500	40.24
三村 昌之	福井県越前市	1,064,000	29.06
一般社団法人三村学術福祉財団	福井県越前市家久町59-1-1	1,000,000	27.31
ほくほくキャピタル株式会社	富山県富山市中央通り1丁目6-8	38,400	1.05
株式会社福井銀行	福井県福井市順化1丁目1-1	25,600	0.70
平山 勝康	福井県越前市	21,700	0.59
吉岡幸株式会社	福井県福井市宝永3丁目22-5	12,800	0.35
轟産業株式会社	福井県福井市毛矢3丁目2-4	12,800	0.35
カラヤ株式会社	福井県越前市中央2丁目6-5	12,800	0.35
計	—	3,661,600	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,640,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,661,600	36,616	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	7,302,000	—	—
総株主の議決権	—	36,616	—

② 【自己株式等】

2026年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
小野谷機工株式会社	福井県越前市家久町63-1	3,640,400	—	3,640,400	49.85
計	—	3,640,400	—	3,640,400	49.85

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 2025年9月から2026年2月については、売買実績がないため記載しておりません。

3 【役員の様況】

前連結会計年度の発行者情報提出日後、本発行者情報の提出日までにおいて役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）の中間連結財務諸表について、清稜監査法人による期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,120,598	1,490,499
受取手形、売掛金及び契約資産	713,504	799,655
電子記録債権	273,407	389,105
商品及び製品	696,692	512,869
仕掛品	361,834	329,524
原材料及び貯蔵品	628,618	658,762
その他	83,739	19,565
流動資産合計	3,878,394	4,199,983
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,933,895	1,942,766
機械装置及び運搬具（純額）	519,843	460,034
工具、器具及び備品（純額）	31,583	40,663
土地	3,326,728	3,326,728
建設仮勘定	-	7,397
その他（純額）	1,694	804
有形固定資産合計	5,813,745	5,778,394
無形固定資産		
のれん	10,387	9,521
その他	18,454	37,571
無形固定資産合計	28,842	47,093
投資その他の資産		
保険積立金	68,899	71,509
繰延税金資産	119,236	109,077
その他	30,027	60,518
投資その他の資産合計	218,163	241,106
固定資産合計	6,060,750	6,066,594
資産合計	9,939,145	10,266,577

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	511,563	436,171
電子記録債務	543,979	598,245
短期借入金	330,000	510,000
1年内返済予定の長期借入金	684,208	683,731
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
未払費用	145,219	91,329
未払法人税等	131,377	87,965
未払消費税等	69,629	93,021
賞与引当金	71,020	72,153
リース債務	138,604	130,079
その他	151,197	127,694
流動負債合計	2,796,798	2,850,392
固定負債		
長期借入金	1,355,737	1,577,408
社債	30,000	20,000
退職給付に係る負債	325,890	323,074
役員退職慰労引当金	128,468	71,469
リース債務	280,063	242,869
その他	19,753	19,607
固定負債合計	2,139,912	2,254,429
負債合計	4,936,711	5,104,821
純資産の部		
株主資本		
資本金	68,000	68,000
資本剰余金	52,000	56,354
利益剰余金	5,365,935	5,529,604
自己株式	△492,202	△492,202
株主資本合計	4,993,732	5,161,756
非支配株主持分	8,701	-
純資産合計	5,002,434	5,161,756
負債純資産合計	9,939,145	10,266,577

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
売上高	4,116,352	4,293,368
売上原価	2,767,180	2,961,323
売上総利益	1,349,172	1,332,044
販売費及び一般管理費	※ 1,040,452	※ 1,014,880
営業利益	308,720	317,164
営業外収益		
受取利息	49	288
受取配当金	1,434	6
保険金収入	—	640
スクラップ売却益	6,268	7,569
保険解約返戻金	32,479	7
補助金収入	—	700
その他	5,578	4,244
営業外収益合計	45,810	13,455
営業外費用		
支払利息	15,462	19,593
その他	2,632	650
営業外費用合計	18,095	20,244
経常利益	336,435	310,375
特別利益		
投資有価証券売却益	11,326	—
固定資産売却益	772	29
特別利益合計	12,099	29
特別損失		
固定資産除却損	—	15,235
特別損失合計	—	15,235
税金等調整前中間純利益	348,535	295,169
法人税、住民税及び事業税	140,306	84,726
法人税等調整額	△23,214	10,158
法人税等合計	117,092	94,885
中間純利益	231,442	200,284
非支配株主に帰属する中間純利益	2,745	—
親会社株主に帰属する中間純利益	228,696	200,284

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
中間純利益	231,442	200,284
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	13,211	—
その他の包括利益合計	13,211	—
中間包括利益	244,654	200,284
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	241,908	200,284
非支配株主に係る中間包括利益	2,745	—

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	348,535	295,169
減価償却費	153,477	158,726
のれん償却額	865	865
賞与引当金の増減額(△は減少)	△3,926	1,133
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	6,758	△2,815
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△5,052	△56,999
受取利息及び受取配当金	△1,484	△294
支払利息	15,462	19,593
保険金収入	—	△640
保険解約返戻金	△32,479	△7
投資有価証券売却益	△11,326	—
固定資産売却益	△772	△29
固定資産除却損	—	15,235
売上債権の増減額(△は増加)	△48,099	△201,849
棚卸資産の増減額(△は増加)	69,167	185,987
仕入債務の増減額(△は減少)	140,663	△21,125
未払費用の増減額(△は減少)	△50,513	△53,890
その他	△31,935	29,412
小計	549,339	368,473
利息及び配当金の受取額	1,484	294
利息の支払額	△15,462	△19,593
保険解約返戻金の受取額	47,578	260
保険金の受取額	—	640
法人税等の支払額	△45,426	△128,137
営業活動によるキャッシュ・フロー	537,513	221,937
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△25,700	△23,242
定期預金の払戻による収入	—	14,003
投資有価証券の取得による支出	△16,317	—
投資有価証券の売却による収入	29,961	—
有形固定資産の取得による支出	△310,661	△98,101
有形固定資産の除却による支出	—	△8,717
有形固定資産の売却による収入	772	29
無形固定資産の取得による支出	△1,343	△21,826
その他	△20	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	△323,307	△137,834
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△120,000	180,000
長期借入れによる収入	1,030,000	680,000
長期借入金の返済による支出	△519,899	△458,806
社債の償還による支出	△10,000	△10,000
リース債務の返済による支出	△76,296	△73,671
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△4,347
配当金の支払額	△32,954	△36,616
財務活動によるキャッシュ・フロー	270,850	276,559
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	485,056	360,661
現金及び現金同等物の期首残高	654,161	1,047,966
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△25,558	—
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,113,659	※ 1,408,628

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
給料手当及び賞与	426,209千円	429,686千円
賞与引当金繰入額	43,280千円	47,953千円
退職給付費用	12,314千円	14,648千円
役員退職慰労金引当繰入額	6,247千円	4,974千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金	1,223,983千円	1,490,499千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△110,323千円	△81,871千円
現金及び現金同等物	1,113,659千円	1,408,628千円

(株主資本等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年11月26日 定時株主総会	普通株式	32,954	9.00	2024年8月31日	2024年11月27日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月27日 定時株主総会	普通株式	36,616	10.00	2025年8月31日	2025年11月28日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報
前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結損益 計算書計上額 (注) 2
	タイヤサービス 機器	タイヤ製造販売	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	2,339,786	1,727,813	4,067,600	—	4,067,600
その他の収益	48,752	—	48,752	—	48,752
外部顧客への売上高	2,388,538	1,727,813	4,116,352	—	4,116,352
セグメント間の内部売上高 又は振替高	56,963	10,545	67,508	△67,508	—
計	2,445,501	1,738,359	4,183,861	△67,508	4,116,352
セグメント利益	169,070	129,830	298,901	9,818	308,720

(注) 1 セグメント利益の調整額9,818千円は、セグメント間取引消去等であります。

2 セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結損益 計算書計上額 (注) 2
	タイヤサービス 機器	タイヤ製造販売	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	2,466,152	1,775,822	4,241,974	—	4,241,974
その他の収益	51,394	—	51,394	—	51,394
外部顧客への売上高	2,517,546	1,775,822	4,293,368	—	4,293,368
セグメント間の内部売上高 又は振替高	31,036	13,201	44,238	△44,238	—
計	2,548,582	1,789,024	4,337,606	△44,238	4,293,368
セグメント利益	162,118	145,611	307,729	9,434	317,164

(注) 1 セグメント利益の調整額9,434千円は、セグメント間取引消去等であります。

2 セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり中間純利益	62.46円	54.70円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	228,696	200,284
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	228,696	200,284
普通株式の期中平均株式数(株)	3,661,600	3,661,600

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(連結子会社の合併)

当社の連結子会社である北陸リトレッド株式会社は、同じく当社の連結子会社である株式会社ブリヂストンショップ福井を2026年3月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(吸収合併存続会社)

結合当事企業の名称 北陸リトレッド株式会社

事業の内容 タイヤセールス業務、リトレッドタイヤ製造販売業務、リサイクル業務

(吸収合併消滅会社)

結合当事企業の名称 株式会社ブリヂストンショップ福井

事業の内容 タイヤセールス業務

② 企業結合日

2026年3月1日

③ 企業結合の法的形式

北陸リトレッド株式会社を存続会社、株式会社ブリヂストンショップ福井を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

北陸リトレッド株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

本合併は、経営資源の合理化及び管理業務の効率化を図ることを目的としております。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

2 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年5月27日

小野谷機工株式会社

取締役会 御中

清稜監査法人

大阪事務所

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 井上達也

公認会計士 寶角智

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている小野谷機工株式会社の2025年9月1日から2026年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小野谷機工株式会社及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。